

## 子ども手当のご紹介

### 【子ども手当とは】

子ども手当は、これまでの児童手当に替わり、次世代の社会を担う子どもの健やかな育ちを社会全体で応援することを目的とした制度です。

1. 支給対象 0歳から中学校終了（15歳になった後の最初の3月31日）前の子どもを養育している方に支給されます。保護者の方の所得制限はありません。
2. 支給額 子ども1人につき月額13,000円
3. 支払時期 6月、10月、2月

### 【各種手続】

#### ○はじめに行うこと……「認定請求」

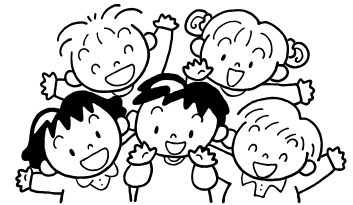
出生、転入等により新たに支給資格が生じた場合、子ども手当を受給するには、役場窓口（ただし公務員の場合は勤務先）への「認定請求書」の提出が必要です。

＜認定請求に必要な書類＞

- ・健康保険被保険者証の写し（※小平町国民健康保険の方は必要ありません）
- ・手当の振込を希望する金融機関の口座番号が確認できる書類（預金通帳の写しなど）
- ・その他、必要に応じて提出する書類があります（養育している子どもと別居している場合など）

※子ども手当は認定請求した日の属する月の翌月分から支給されますので、申請はお早めをお願いします。

※平成22年3月末までに児童手当を受給していた方は、申請が免除されていますが、中学生の子どもなど、新たに子ども手当の対象となる子どもを養育されている方は申請が必要です。9月30日を過ぎると満額の支給が受けられなくなりますので、申請はお早めをお願いします。



#### ○続けて手当を受ける場合……「現況届」

6月1日において子ども手当を引き続き受ける要件を満たしているかどうかを確認するため、毎年6月中に「現況届」を提出しなければなりません。この届の提出がないと6月以降の手当が受けられなくなりますので、ご注意ください。

#### ○届出の内容が変わったとき

##### 1. 他の市区町村に住所が変わるとき

他の市区町村に住所が変わる場合には、現在の子ども手当の受給資格が消滅します。転出後の市区町村で手当を受けるためには、新たに「認定請求書」の提出が必要になります。

##### 2. 子ども手当の額が増額されるとき

現在、子ども手当を受けている方が、出生などにより支給の対象となる子どもが増えたときには、「額改定認定請求書」の提出が必要です。

##### 3. 子ども手当の額が減額されるとき

現在、子ども手当の支給対象となっている子どもの一部が年齢要件に該当しなくなった場合などにより支給の対象となる子どもが減ったときには、「額改定届」を提出してください。

##### 4. 支給対象となる子どもがいなくなったとき

子どもを養育しなくなったことなどにより支給対象となる子どもがいなくなったときには、「受給事由消滅届」を提出してください。

##### 5. 受給者の方が公務員になったとき

公務員の場合は、勤務先から子ども手当が支給されることとなりますので、役場窓口へ「受給事由消滅届」を提出するとともに、勤務先に「認定請求書」の提出が必要になります。

##### 6. 受給者の方が町内転居したとき又は養育している子どもの住所が変わったとき

「住所変更届」を提出してください。

##### 7. 受給者の方又は養育している子どもの名前が変わったとき

「氏名変更届」を提出してください。

#### ○寄付について

子ども手当の全部又は一部の支給を受けずに、町へ寄付をすることができます。詳細につきましては、下記へお問い合わせください。

◎問い合わせ先 役場保健福祉課福祉係（内線272・273）